

「個人情報の保護に関する法律」に基づく公表事項等に関するご案内

滋賀県農業共済組合

「個人情報の保護に関する法律」（以下「法」といいます。）に基づき、公表または本人が容易に知り得る状態に置くことを義務付けられている事項を、以下に掲載いたしますので、ご覧くださいようお願い申し上げます。

1. 個人情報の利用目的の公表に関する事項

組合員から直接書面に記載された個人情報を取得する場合は、その都度、利用目的を明示いたします（法第18条第2項）。それ以外で個人情報を直接取得する場合、または間接的に取得する場合は、次の利用目的の制限の範囲内で取り扱いいたします（法第18条第1項）。

農業災害補償法に基づき実施する農業共済事業（農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済、建物共済及び農機具損害・更新共済）における、引受、損害評価、損害防止及び加入推進等の事務を適切かつ円滑に履行するため利用することとします。

2. 個人情報の「第三者提供」について（法第23条第2項・第3項）

組合は、組合員より取得いたしました個人データを適切に管理し、あらかじめ組合員の同意を得ることなく第三者に提供することはありません。ただし、次の場合は除きます。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

3. 個人情報の「共同利用」について（法第23条第4項第3号、法第23条第5項）

第三者提供の例外として、農業共済事業における事務を適切かつ円滑に履行するため、個人データを次に掲げるものの範囲において共同利用することとします。

共同利用する個人データの利用目的及び項目等

共同利用の目的	農業共済事業における、引受、損害評価、損害防止の事務を適切かつ円滑に履行するため	農業共済事業における、共済掛金の徴収、損害評価認定及び共済金支払事務を適切かつ円滑に履行するため	農業共済事業における、加入推進等の事務を適切かつ円滑に履行するため
共同利用する者の範囲	国・県・協会・市町・農協	国・県・協会・農協・組合員指定の金融機関	協会
共同利用する項目			
(1)基本並びに付加情報			
①組合員等コード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②団体名	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③メールアドレス			<input type="checkbox"/>
④ホームアドレス			<input type="checkbox"/>
⑤電話番号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥ファックス番号			<input type="checkbox"/>
⑦氏名	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑧住所	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑨郵便番号			<input type="checkbox"/>
⑩性別			<input type="checkbox"/>
⑪生年月日			<input type="checkbox"/>
⑫職業			<input type="checkbox"/>
⑬勤務先			<input type="checkbox"/>
(2)口座情報			
①金融機関名		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②口座番号		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③口座名義人		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3)事業関連情報			
①土地情報	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②資産情報		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③共済掛金等徴収関連情報		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④共済金等支払関連情報		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

4. 「保有個人データ」に関して「本人の知り得る状態」に置くべき事項

(法第24条第1項)

組合の「保有個人データ」の「利用目的」は次のとおりです。

農業災害補償法に基づき実施する農業共済事業(農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済、建物共済及び農機具損害・更新共済)における、引受、損害評価、損害防止及び加入推進等の事務を適切かつ円滑に履行するため取得、保有した個人データを継続的に利用することとします。

5. 開示の求めに応じる手続等に関する事項(法第29条)

組合では、保有個人データの本人又はその代理人からの開示・変更等・利用停止等の求めに対応いたします。

(1) 開示等の求めの対象となる項目（「保有個人データ」の特定に資する情報）

開示の対象としている「保有個人データ」の項目は以下のとおりです。

前出3. の表中の「基本並びに付加情報」、「口座情報」並びに「事業関連情報」と同じとします。

(2) 開示等の求めの申出先

開示等の求めは、所定の申請書に必要書類を添付の上、下記までお申し出下さい。

〒520-0051 滋賀県大津市梅林一丁目14番17号

滋賀県農業共済組合 TEL 077 (524) 4688

受付の時間は、組合執務日の午前9時から午後3時までといたします。

(3) 開示等の求めに際して提出いただく書面(様式)等

開示等の求めを行う場合は、次の申請書の所定事項を全てご記入の上、提出して下さい。

組合所定の申請書(個人情報の開示等に関する手続規程の様式)

- ・「保有個人データ」開示請求書(様式第1号)
- ・「保有個人データ」訂正・利用停止・消去請求書(様式第3号)

(4) 本人による開示等の求め

次の書類により申請者様の本人確認を行わせていただきます。

① 組合窓口での申請

運転免許証、パスポートなど写真付で本人が確認できる公的書類 1点

② 郵送による申請

(3)の申請書に実印の押印と印鑑証明書(交付日より3ヶ月以内のもの) 1通

(5) 代理人による開示等の求め

開示等の求めをする者が未成年者又は成年被後見人の法定代理人若しくは開示等の求めをするこ
とにつき本人が委任した代理人である場合は、組合窓口での申請によるものとし、次の書類により確
認を行わせていただきます。

A. 法定代理人の場合

- ・ 法定代理権があることを確認するための書類（戸籍謄本、親権者の場合は扶養家族が記入され
た保険証） 1通
- ・ 未成年者又は成年被後見人の法定代理人であることを確認するための書類（法定代理人の運転
免許証、パスポートなど写真付で本人が確認できる公的書類）

1通

B. 委任による任意代理人の場合

- ・ 本人の印鑑証明書(交付日より3ヶ月以内のもの) 1通

(6) 開示等の求めの手数料及びその徴収方法

1件当たり 100円の事務手数料を徴収させていただきます。

また、通知のための郵送料については、別途実費（現金又は郵便切手）を徴収させていただく場合が
ございます。

(7) 開示等の求めに関して取得した個人情報の利用目的

開示等の求めに伴い取得した個人情報は、開示等の求めに必要な範囲のみで取り扱うものとします。
提出いただいた書類は、開示等の求めに対する回答が終了後、2年間保存し、その後廃棄いたします。

なお、次に定める場合は、不開示といたします。不開示を決定した場合は、その旨、理由を付記して
通知いたします。また、不開示の場合についても所定の手数料をいただきます。

- ・ 請求書に記載されている住所・本人確認のための書類に記載されている住所・組合の登録住所
が一致しないときなど本人が確認できない場合
- ・ 代理人による申請に際して、代理権が確認できない場合
- ・ 所定の申請書に不備があった場合
- ・ 開示等の求めの対象が「保有個人データ」に該当しない場合
- ・ 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ・ 他の法令に違反することとなる場合

6. 「苦情」の受付窓口に関する事項(法第24条第1項第4号、施行令第5条、法第31条)

個人情報の取扱いに関する苦情の申出先

組合の個人情報の取扱いに関する苦情については、下記までお申し出下さい。

〒520-0051 滋賀県大津市梅林一丁目14番17号

滋賀県農業共済組合 TEL 077(524)4688

受付の時間は、組合執務日の午前9時から午後3時までといたします。